

総務大臣メール

令和5年12月1日

都道府県知事
市区町村長 様

令和5年度補正予算の地方公共団体における迅速かつ適切な執行について

日頃より、総務省施策の推進にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去る11月29日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく令和5年度補正予算（第1号）が成立しました。

また、本日の閣議において、官房長官から、本補正予算に盛り込まれた各種施策につき、迅速かつ適切に実行するよう発言があり、私からも、地方公共団体における迅速かつ適切な執行について発言を行いました。

本補正予算が十分な効果を発揮するためには、国と地方が連携し、できる限り早期の執行に努めることが重要であり、その旨、添付資料のとおり通知を発出しておりますので、貴団体におかれては、迅速かつ適切な事業執行に取り組んでいただくよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。

総務大臣 鈴木 淳司

※ 首長に必ずお届けください。

※ 本メールの担当は以下のとおりです。
総務省自治財政局財務調査課 佐藤
メールアドレス： h3.satou@soumu.go.jp
TEL：03-5253-5647

総財務第166号
令和5年12月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議長

総務大臣
(公印省略)

令和5年度補正予算の地方公共団体における
迅速かつ適切な執行について

令和5年11月29日、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」として、日本経済が熱量溢れる新たなステージへ移行するためのスタートダッシュを図るための「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）に基づく令和5年度補正予算（第1号）が成立しました。

このことに伴い、本日の閣議において、別添のとおり、内閣官房長官から、本補正予算に盛り込まれた各種施策につき、迅速かつ適切に実行するよう発言がありました。総務省としても、本補正予算の地方公共団体における迅速かつ適切な執行についての発言を行ったところです。

また、令和5年11月29日、総合経済対策の事業等の円滑な実施に必要な財源を措置することなどを内容とした「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が成立したところであり、地方公共団体において事業を円滑に実施できるよう、速やかに普通交付税の交付額を決定し、現金交付を行う予定です。

本補正予算に盛り込まれた各種施策が十分な効果を発揮するためには、地方公共団体においても、迅速かつ適切な事業執行に取り組んでいただくことが重要であることから、各地方公共団体におかれては、この趣旨を十分ご留意いただき、適切にご対応をお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

令和5年12月1日（金）閣議における内閣総理大臣臨時代理等の発言要旨**「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の実行について
(内閣総理大臣臨時代理発言要旨)**

1. 先月二十九日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の裏付けとなる令和五年度補正予算が成立いたしました。改めて、各位の御協力に対し感謝申し上げます。
2. 足元の物価高から国民生活を守るため万全を期すとともに、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化する「供給力の強化」のための支援を強化することにより、「低賃金・低物価・低成長のコストカット型経済」から「持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済」への変革を成し遂げていく必要があります。
3. 各大臣におかれては、本補正予算に盛り込まれた各種施策につき、できるものは年内から、迅速かつ適切な実行を宜しくお願いいたします。その際、現場の声や地方自治体からの多様な意見を受け止め、執行の改善に不断に努めることで、一つひとつの施策を国民にしっかりとお届けすることができるよう、また、その効果を国民に実感していただくことができるよう、万全の対応をお願いいたします。

**令和五年度補正予算の成立に当たって
(財務大臣発言要旨)**

1. 令和五年度補正予算の早期成立への各位の御協力に対し、改めて、感謝申し上げます。官房長官からも御発言がありましたが、予算の執行につきまして、私からも一言申し上げます。
2. 各大臣におかれましては、本補正予算に盛り込まれた各種施策の効果を十分に発揮させる観点から、迅速かつ適切な執行に取り組んでいただくようお願いいたします。
3. 地方自治体や関係機関においても迅速かつ適切な執行が図られるよう、対応を宜しくお取り計らい願います。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の実行について
(内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 発言要旨)

1. 先ほど、官房長官から、令和五年度補正予算及び総合経済対策の迅速かつ適切な実行について、御指示がございました。
2. 我が国経済は、三十年振りの高水準の賃上げなど、長年のコストカット型経済やデフレから脱却し、経済の新たなステージに移行するチャンスを迎えています。他方で、賃上げが物価高に追いついておらず、また、消費をはじめとする民需は力強さを欠いており、これを放置すれば、デフレに後戻りしかねません。さらに、持続的・構造的な賃上げに必要な潜在成長率の引き上げが、我が国経済にとって喫緊の課題であり、本対策を速やかに実行していくことが必要です。
3. そのため、総合経済対策・補正予算に盛り込まれた主要な施策の執行状況につき、関係省庁と連携し、しっかりと進捗管理を進めていきたいと考えていますので、関係閣僚におかれては、御協力をいただくようお願いいたします。

令和五年度補正予算の地方公共団体における迅速かつ適切な執行について
(総務大臣発言要旨)

1. 令和五年度補正予算に盛り込まれた各種施策が十分な効果を発揮するためには、国と地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めることが重要であり、地方公共団体に対し、迅速かつ適切な事業執行に取り組んでいただくよう要請をしております。
2. 関係府省におかれては、円滑な事務処理の促進を図る観点から、地方公共団体の意見も踏まえつつ、迅速かつ適切な情報提供及び助言、補助金等の早期交付、事務の簡素合理化等を図られますよう、御協力をお願いしたいと存じます。